別表第三中第四十二号を第四十三号とし、第三十一号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　明治一五〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣　五万枚

別表第四に次のように加える。

三十四　明治一五〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	八千三百三十四円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十二号

銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銀行法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十三号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第十四条の二第二号の項の次に次のように加える。

第十九条第一項	中間事業年度（	中間事業年度（当該事業年度が六月を超える場合における
	の四月一日から九月三十日	開始の日から同日以後六月を経過した日の前日

第十六条の十一の見出し中「名称」を「指定紛争解決機関に係る名称」に改め、同条第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第十一号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同条を第十六条の十六とする。

第十六条の十を第十六条の十五とする。

第十六条の九第二号中「第十六条の十一各号」を「第十六条の十六各号」に改め、同条を第十六条の十四とする。

第十六条の八の次に次の五条を加える。

（電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第十六条の九　法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法

（認定電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第十六条の十　法第五十二条の六十一の十九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第五十二条の六十一の十九第二号に規定する会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一　法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定